

令和2年4月22日

組合員および利用者 各位

埼玉中央農業協同組合

## 新型コロナウイルス感染拡大を防止するための営業時間等の変更について

平素より当組合をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が全国に拡大し、埼玉県が「特定警戒都道府県」に指定されたことを受け、当組合の事業所において、4月27日（月）より営業時間を下記の通りに変更させていただきます。

組合員および利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、営業継続や感染拡大等の観点からご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

### 1. 実施期間

**令和2年4月27日（月）～令和2年5月8日（金）**

\*緊急事態宣言が延長された場合は、実施期間も延長させていただきます。

### 2. 実施対象店舗および営業時間

事業所	営業時間
東部・中部・西部営農経済センター	午前8時30分～午後3時まで
自動車センター	午前8時30分～午後6時まで
セルフ給油所	午前7時00分～午後8時まで
東松山給油所	午前8時00分～午後6時まで
ガスセンター	午前8時30分～午後3時まで
直売所（既に実施中）	午前9時30分～午後3時まで

### 3. 営業時間変更等に伴うご留意点

配達のお受けが集中した場合、翌日以降に配送させていただきます。予めご了承くださいませようをお願いいたします。

### 4. お客様へのお願い

ご来店される場合、マスクの着用と一定の距離を保ってお待ちいただくようお願いいたします。